

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

令和4年(2022年)

目 次

議案第 44 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 45 号	市道路線の認定について……………	14
議案第 46 号	不動産の取得について……………	21
議案第 47 号	不動産の取得について……………	22
議案第 48 号	指定管理者の指定について……………	23
議案第 49 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	24
議案第 50 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	25
議案第 51 号	鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	26
議案第 52 号	鎌倉市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について …	28
議案第 53 号	鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について ……	36
議案第 54 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	38
議案第 55 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について ……	57
議案第 56 号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	59
議案第 57 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について ……	61
議案第 58 号	鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例の制定について……………	63
議案第 59 号	鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	65
議案第 60 号	令和4年度鎌倉市一般会計補正予算（第8号） ……	67
議案第 61 号	令和4年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第3号） ……	74
報告第 17 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	76
報告第 18 号	金銭債権に係る訴えの提起に係る専決処分の報告について ……	77
報告第 19 号	行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求に対する裁決の報告について……………	78

議案第 44 号

市道路線の廃止について

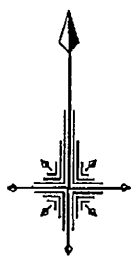
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 4 年（2022年）12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

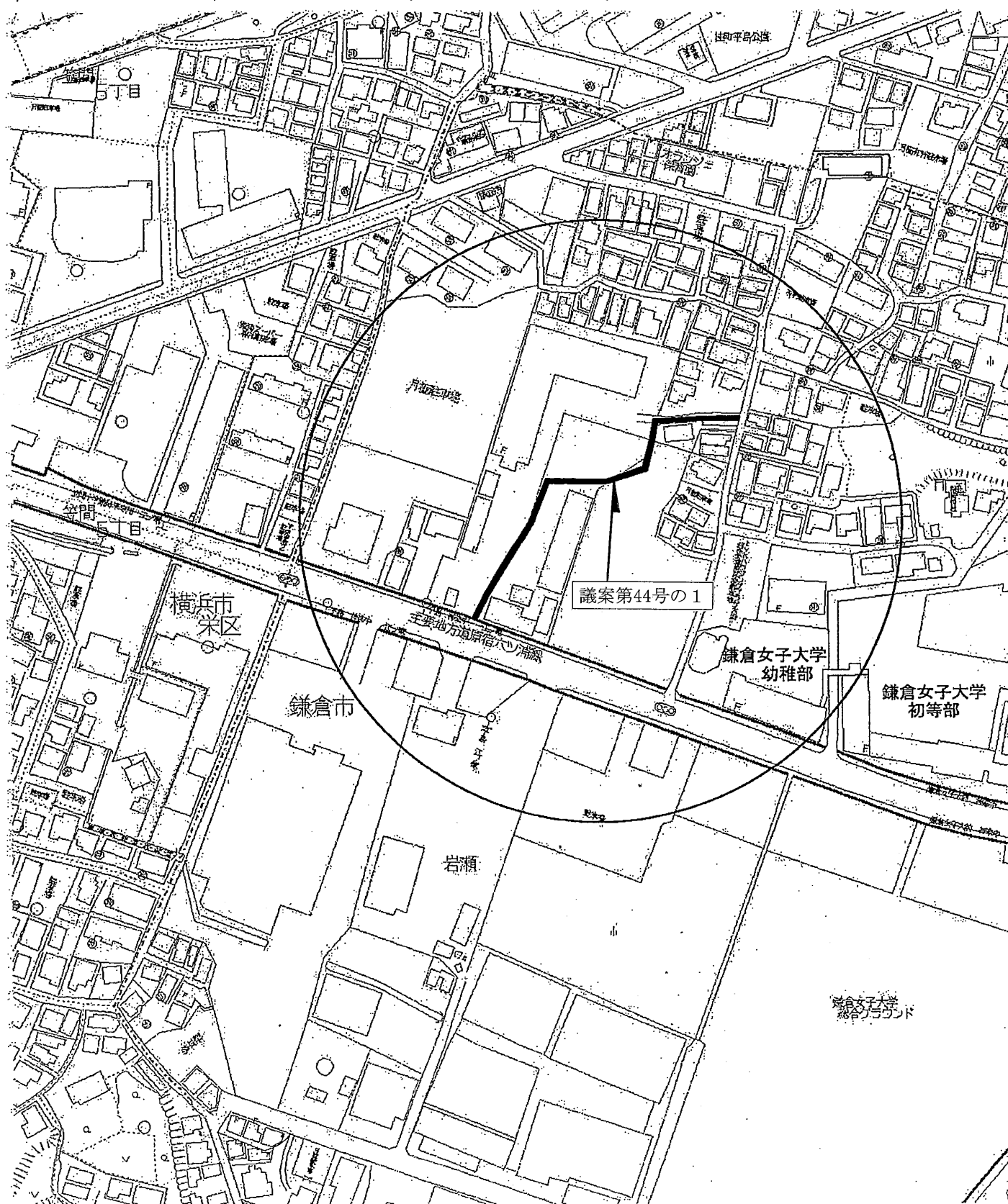
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	岩 瀬 字 平 島	1329番1	岩 瀬 字 平 島	1320番1	1.67～ 2.20	160.04	322.54	4
2	由比ガ浜 二 丁 目	97番1	由比ガ浜 二 丁 目	98番1	0.84～ 1.01	32.96	29.63	5
3	梶 原 三 丁 目	1265番20	梶 原 三 丁 目	1290番43	1.78～ 3.07	82.10	160.71	6
4	梶 原 三 丁 目	1315番8	梶 原 三 丁 目	1290番13	1.34～ 6.14	119.34	313.98	7

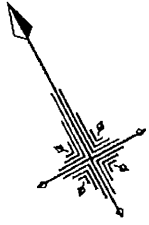


凡例 廃止箇所

案内図

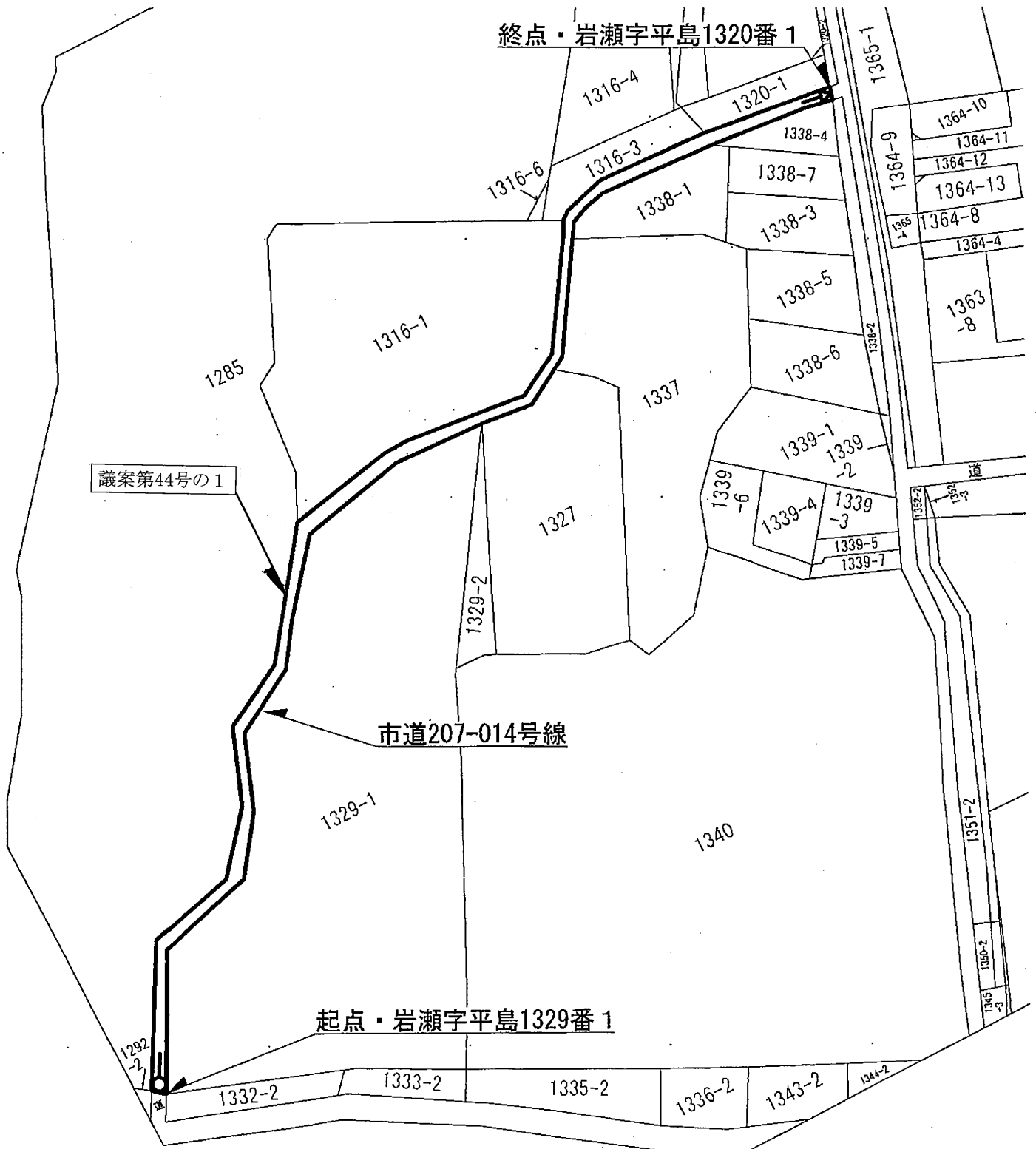
図面番号 4

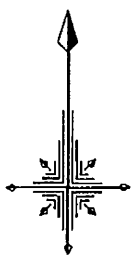




公図写

図面番号 4

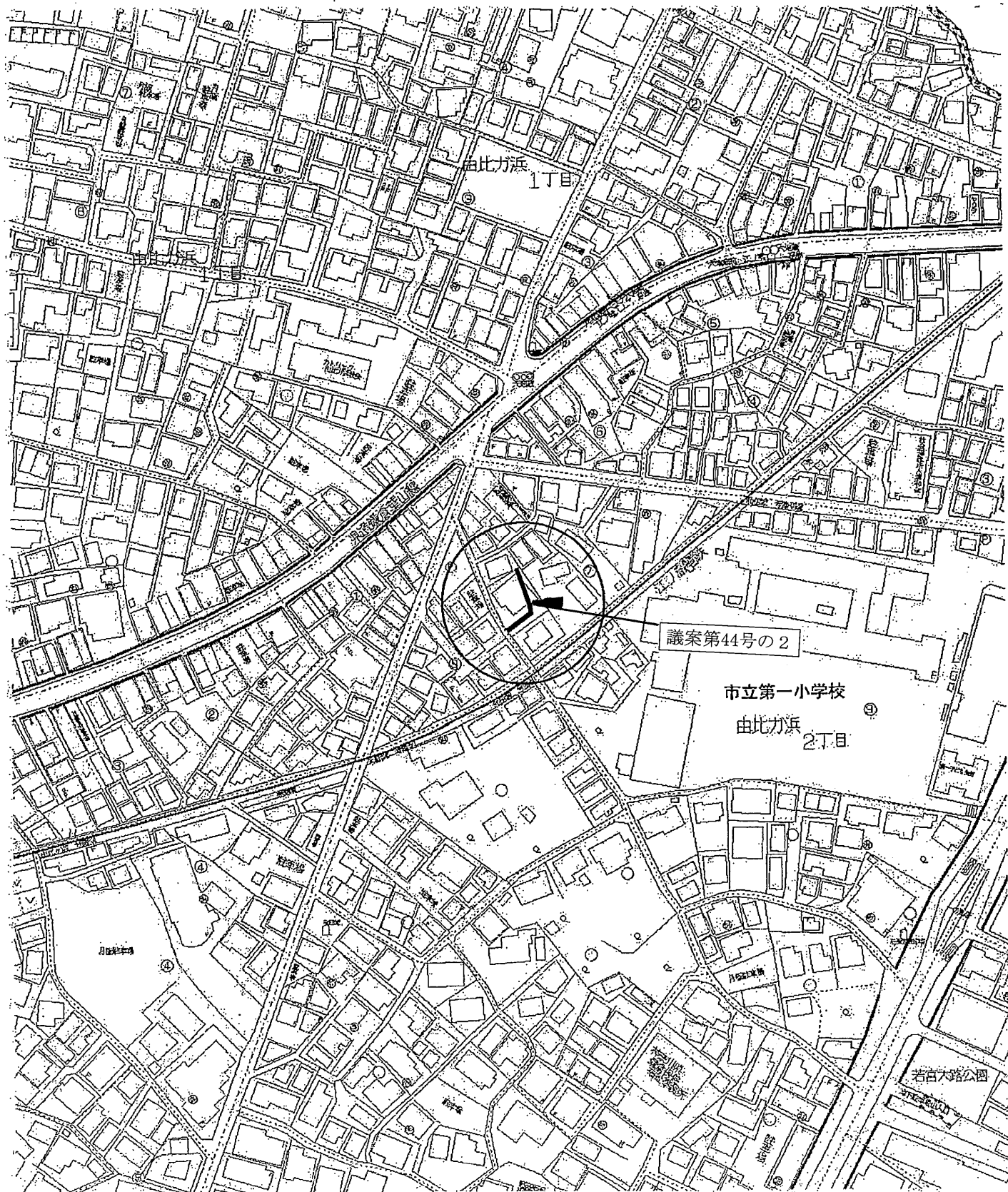


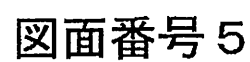


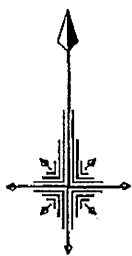
凡例 廃止箇所

案内図

図面番号 5



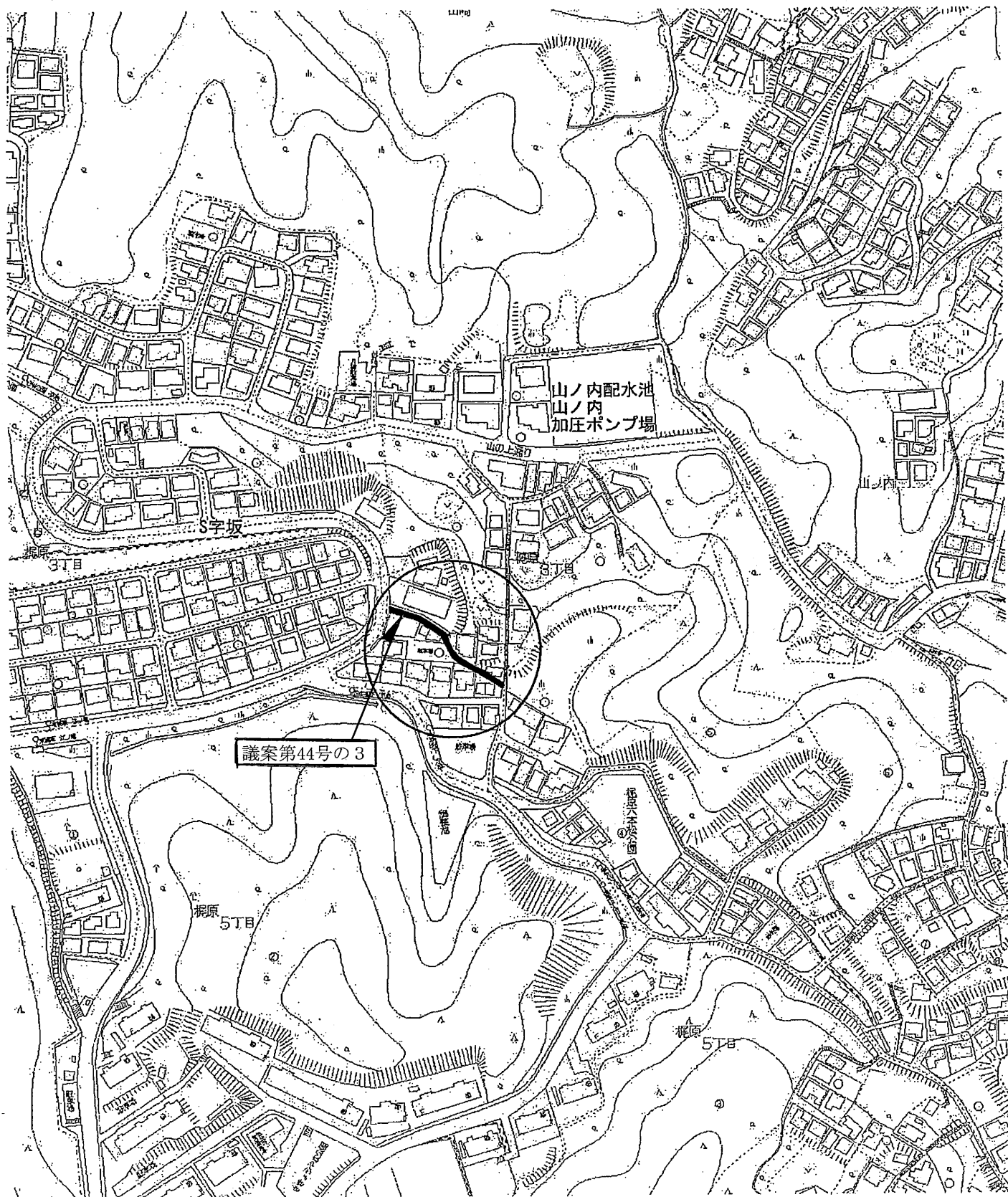


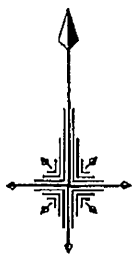


凡例 廃止箇所

案内図

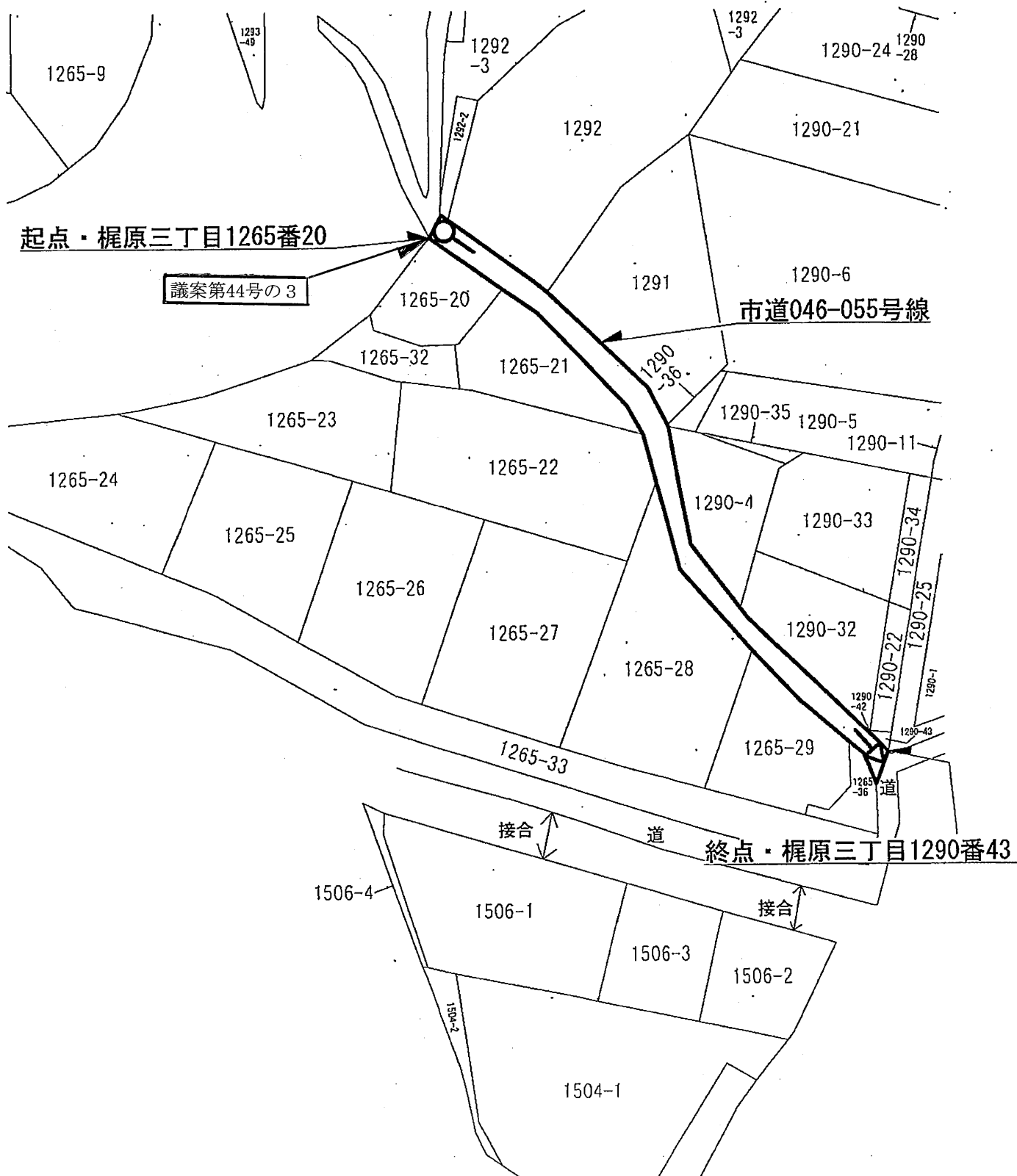
図面番号 6

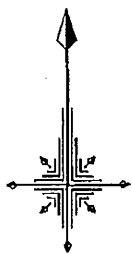




公図写

図面番号 6

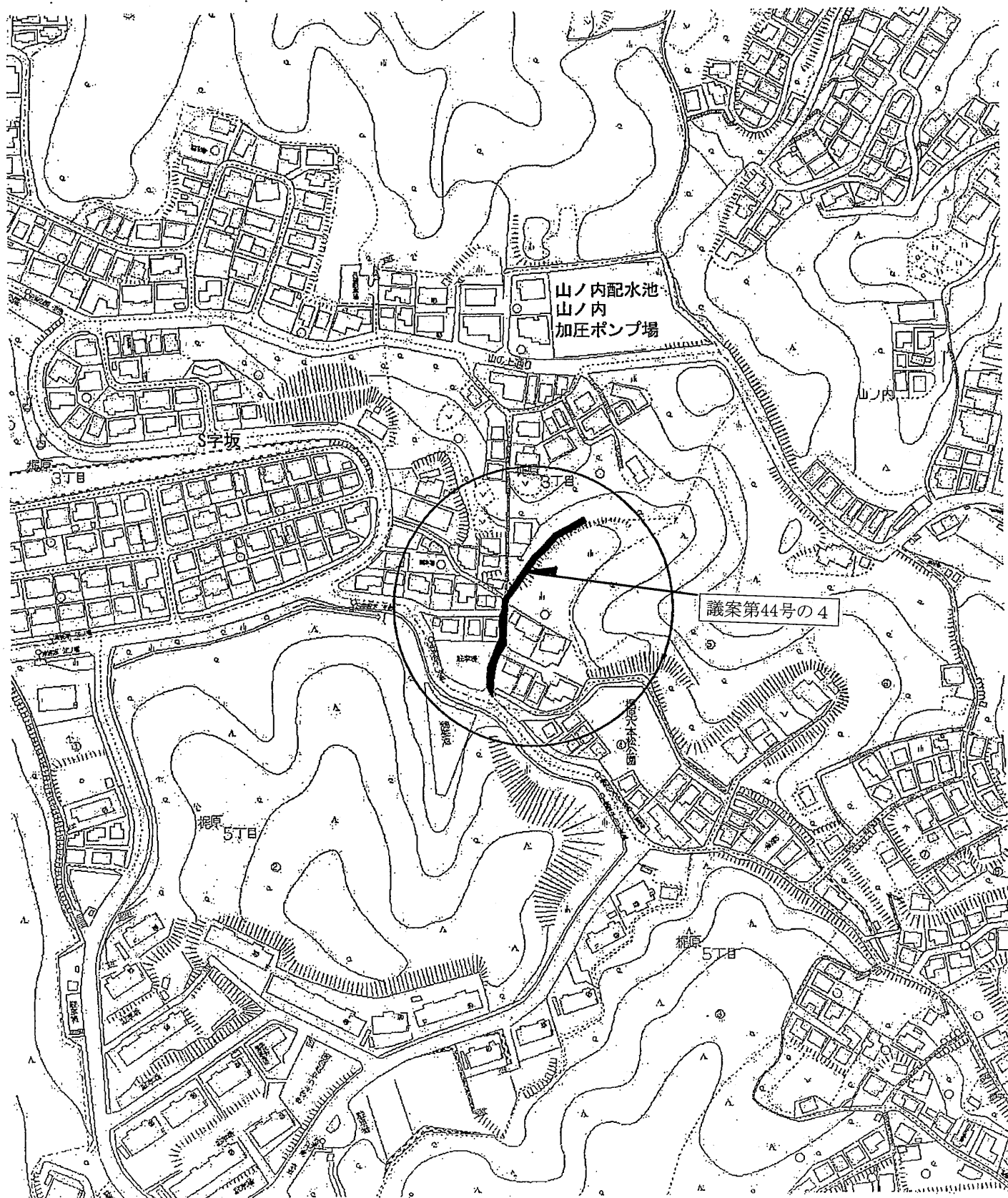




凡例  廃止箇所

案内図

図面番号 7





議案第 45 号

市道路線の認定について

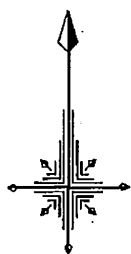
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和 4 年（2022年）12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

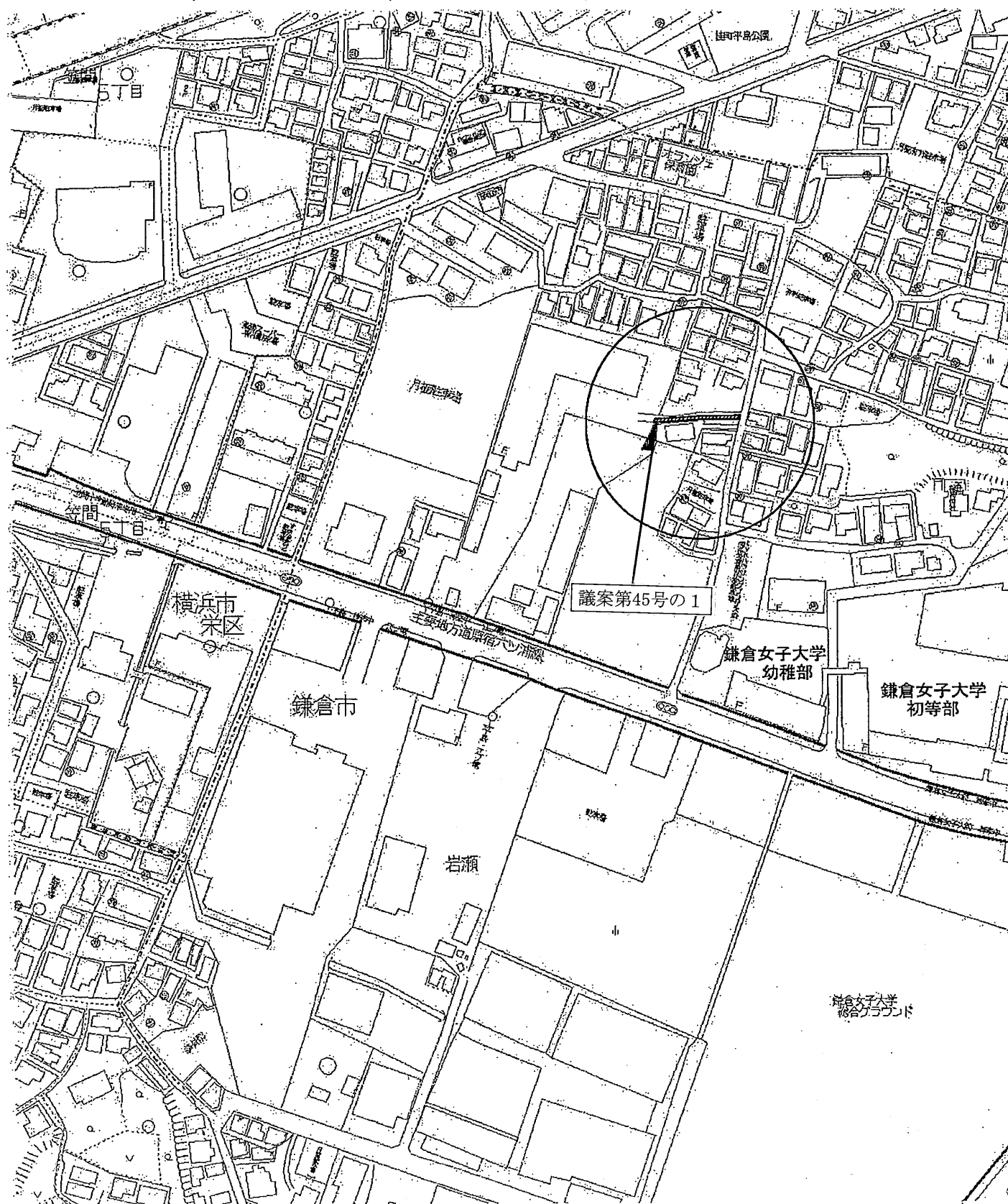
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	岩 瀬 字 平 島	1320番1	岩 瀬 字 平 島	1338番1	2.02～ 2.86	32.19	65.89	6
2	台 五 丁 目	868番10	台 五 丁 目	868番5	5.00～10.53	35.99	217.00	7
3	梶 原 三 丁 目	1315番8	梶 原 三 丁 目	1290番13	4.00～ 6.14	118.01	617.23	8

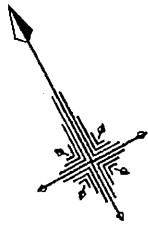


凡例  認定箇所

案内図

図面番号 6

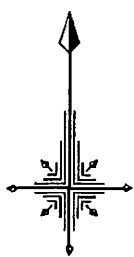




公図写

図面番号 6

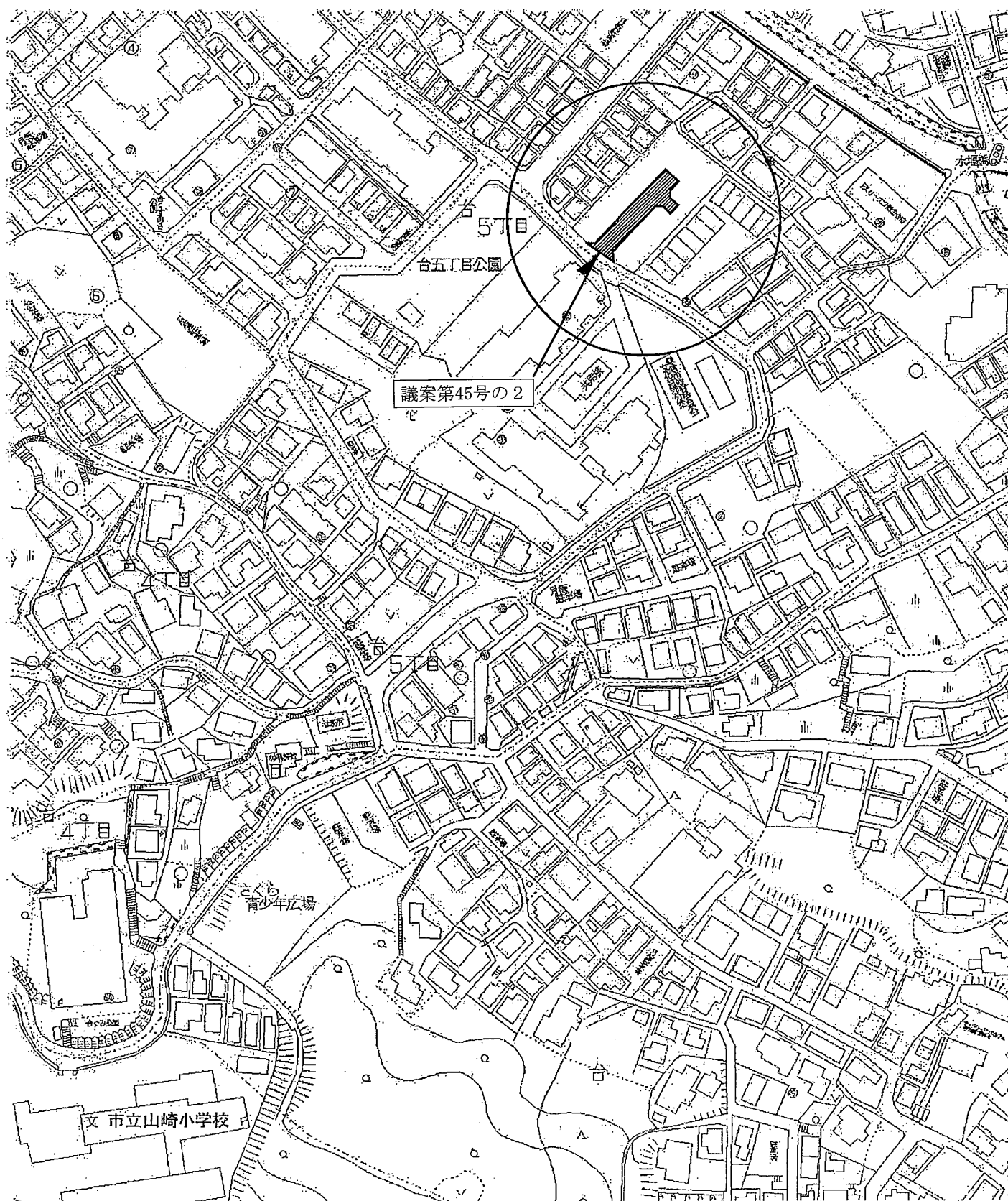


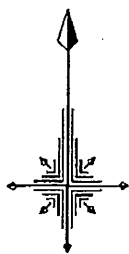


凡例  認定箇所

案内図

図面番号 7

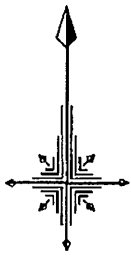




公図写

図面番号 7

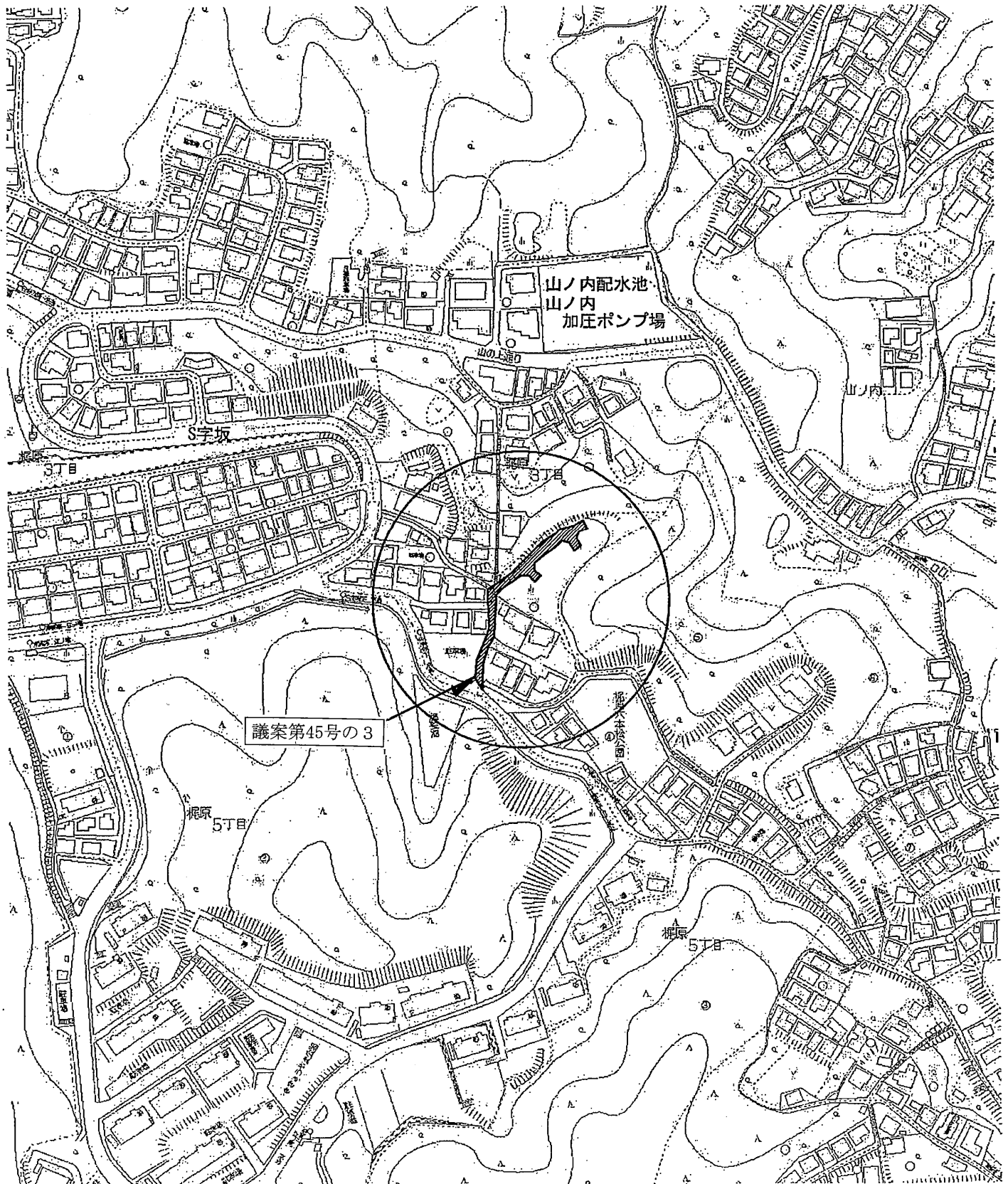




凡例  認定箇所

案内図

図面番号 8





議案第 46 号

不動産の取得について

山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和 4 年（2022年）12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所 在 地 番	地 目	公 簿 面 積	取 得 面 積
鎌倉市台字西ノ台1806番の一部	山 林	191.00㎡	168.66㎡

2 取得価格 2,799,756円

3 所有者

議案第 47 号

不 動 産 の 取 得 に つ い て

山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和 4 年（2022年）12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取 得 土 地

所 在 地 番	地 目	公 簿 面 積	取 得 面 積
鎌倉市台字西ノ台1829番 1	山 林	886.00㎡	886.00㎡

2 取 得 価 格 14,441,800円

3 所 有 者 鎌倉市台1795番地
 宗教法人稲荷神社
 代表役員 石 井 直 樹

議案第 48 号

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

鎌倉市スポーツ施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年（2022年）12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉体育館

大船体育館

鎌倉武道館

見田記念体育館

2 指定管理者となる団体

東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号

かまくらスポーツファミリー共同事業体

共同事業体代表者

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 健 太

3 指定の期間

令和 5 年（2023年）4 月 1 日から令和10年（2028年）3 月 31 日
まで

議案第 49 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和 4 年（2022年） 8 月 13 日、鎌倉市梶原四丁目 1567 番先で発生
した市有地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定
める。

令和 4 年（2022年） 12 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 125,400 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市梶原五丁目 2 番 1 号
鎌倉グリーンハイツ管理組合
理事長 佐藤 虎男 |

議案第 50 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和 4 年（2022年）5 月 16 日、鎌倉市 [REDACTED] で発生
した緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定め
る。

令和 4 年（2022年）12 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 30,250 円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

議案第 51 号

鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 4 年（2022年）12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市役所の位置を改めるものである。

鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市役所の位置を定める条例（昭和44年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「鎌倉市御成町18番10号」を「鎌倉市寺分字陣出8番8」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 52 号

鎌倉市個人情報保護条例の全部を
改正する条例の制定について

鎌倉市個人情報保護条例の全部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年）12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

個人情報保護法の一部改正に伴い、個人情報保護に関する全国共通のルールが定められたことから、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市個人情報保護条例

鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が必要不可欠であることにかんがみ、市が保有する本人の個人情報の開示請求等の権利を保障するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項その他個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（個人情報取扱事務の届出等）

第3条 実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立した鎌倉市土地開発公社をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た個人情報取扱事務を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う目的
- (3) 対象者の範囲
- (4) 個人情報の内容
- (5) 要配慮個人情報（要配慮個人情報を取り扱う場合に限る。）
- (6) 法第69条第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供するときは、その旨
- (7) 電子計算機による処理を行うとき又はオンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にすることをいう。以下同じ。）により個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、その旨
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に関する事項を記録した帳簿を作成するとともに、当該届出に係る事項を鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号。以下「情報公開条例」という。）第27条に規定する鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定により作成した帳簿を一般の閲覧に供さなければならない。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第5条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る手数料）

第6条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項本文の規定による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（訂正決定等の期限）

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から起算して20日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第8条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から起算して20日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第10条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(審査会への諮問)

第11条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、情報公開条例第17条第1項に規定する鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に行うものとする。

(審査会の調査権限)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、前条の規定により審査会に諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録された行政文書の提示を

求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政文書に記録されている個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第13条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（委員による調査手続）

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会が指名する委員（以下「指名委員」という。）に、第12条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。この場合において、指名委員は、審査請求人等の陳述の概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第15条 審査会は、第12条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（審査会の非公開）

第16条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第17条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

（審議会への諮問）

第18条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定による措置を講じようとする場合
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第19条 実施機関は、毎年1回、各実施機関における法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にこの条例による改正前の鎌倉市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第18条第1項若しくは第2項（旧条例第20条第2項又は第22条第2項の規定により準用する場合を含む。）、第20条又は第22条の規定による請求（次項において「旧条例請求」という。）がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にされた実施機関（旧条例第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の開示決定等（旧条例第25条第1項に規定する開示決定等をいう。付則第9項において同じ。）又は施行日前にされた旧条例請求に係る実施機関の不作为に対する審査請求については、なお従前の例による。この場合において、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、旧条例第29条第1項に規定する鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会に代えて審査会に諮問するものとする。
- 4 職員等（旧条例第2条第6号に規定する職員等をいう。以下同じ。）若しくは職員等であった者又は旧条例第15条に規定する者が、正当な理由がないのに、施行日前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書並びに指定管理者（旧条例第13条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）、受託者又は派遣労働者がその業務又は役務の提供に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録のうち、個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 前項に規定する者が、その業務又は役務の提供に関して知り得た施行日前において実施機関が保有していた個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 職員等が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で施行日前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を施行日以後に収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 前3項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

- 8 指定管理者若しくは受託者の代表者又は指定管理者若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者が、その業務に関し、付則第4項又は第5項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定管理者又は受託者に対して当該各項の罰金刑を科する。
- 9 偽りその他不正の手段により、開示決定等に基づく個人情報の開示を施行日以後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。
- 10 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(情報公開条例の一部改正)
- 11 鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「平成5年10月条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。）第29条」を「令和 年 月条例第 号）第11条若しくは鎌倉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年 月条例第 号）第 条」に改める。

第27条第1項中「及び個人情報保護条例」を「並びに鎌倉市個人情報保護条例及び鎌倉市議会の個人情報の保護に関する条例」に改め、同条第2項中「及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ」を「に関する重要事項に係る実施機関からの諮問又は鎌倉市個人情報保護条例第18条の規定による諮問若しくは鎌倉市議会の個人情報の保護に関する条例第 条の規定による諮問について」に改める。

議案第 53 号

鎌倉市職員定数条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年）12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

適切な職員配置を行い、円滑な行政運営を実現するため、教育委員会事務部局及び学校その他の教育機関並びに消防の職員定数を改正するものである。

鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員定数条例（昭和24年 8 月条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 7 号中「146人」を「150人」に改め、同項第 8 号中「238人」を「252人」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 54 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年）12月 7 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を65歳とするほか、管理監督職勤務上限年齢による降任に関する事項及び定年前再任用短時間勤務制に関する事項等を定めるとともに関連条例の規定の整備を行うものである。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の定年等に関する条例（昭和58年12月条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

付則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年」に、「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、鎌倉市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第16条の2に規定する管理職手当を支給されている職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管

理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- （管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該

異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者が、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

（雑則）

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第5項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度以降は昇給を行わないものとする。

第9条第2項中「前項」を「前項本文」に、「同項」を「同項本文」に改める。

第17条第3項及び第9項並びに第17条の4（見出しを含む。）並びに附則第2項及び第7項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

(60歳に達した日後における給料額)

- 17 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第19項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に $\frac{70}{100}$ を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 鎌倉市職員の定年等に関する条例(昭和58年12月条例第4号。以下この項において「定年条例」という。)第9条の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(管理監督職勤務上限年齢調整額)
- 19 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第21項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に $\frac{70}{100}$ を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条

第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第4項、第5項及び第10項の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 鎌倉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年9月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1日以上6月以下給料」を「1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第4条 鎌倉市職員の退職手当に関する条例（昭和30年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」

という。)」を削り、同条第2項中「(再任用職員を除く。)」を削り、「含む。」が18日」を「含む。第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(鎌倉市の休日を定める条例(平成元年9月条例第4号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、その者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、鎌倉市職員の定年等に関する条例(昭和58年12月条例第4号。以下「定年条例」という。)第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。)

(2) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき $\frac{125}{100}$

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき $\frac{137.5}{100}$

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき $\frac{200}{100}$

第5条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 職制、定数の改廃、予算の減少による廃職又は過員を生ずることにより退職した者

(2) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(3) 25年以上勤続し定年に達したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続しその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のと

おりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき $\frac{150}{100}$
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき $\frac{165}{100}$
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき $\frac{180}{100}$
- (4) 35年以上の期間については、1年について $\frac{105}{100}$

第5条の3中「10年前」を「15年前」に改める。

第6条の4第1項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、「以下「休職月額」」を「第7条第4項において「休職月額」」に、「以下「調整月額」」を「この項及び第5項において「調整月額」」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「とする」を「とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改める。

第10条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「にあつては」を「には」に改める。

第17条第1項中「この条」を「この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第5項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第8項から第11項まで」を加える。

附則第7項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の４項を加える。

- 8 当分の間、第４条第１項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第８項」とする。
- 9 当分の間、第５条第１項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第９項」とする。
- 10 鎌倉市職員の給与に関する条例附則第17項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 11 当分の間、第５条第１項各号に掲げる者に対する第５条の３の規定の適用については、第５条の３本文中「定年退職年度（定年条例第２条に規定する定年退職日の属する年度をいう。以下同じ。）」とあるのは、「60歳到達年度」とし、「15年前」とあるのは「10年前」とする。

（職員の任用に関する条例の一部改正）

第５条 鎌倉市職員の任用に関する条例（昭和31年３月条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第６条 鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年６月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第７条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年９月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の４第１項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第４号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第５号を第６号とし、第４号の次

に次の１号を加える。

- (5) 鎌倉市職員の定年等に関する条例第９条の規定により異動期間（同条第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第８条 鎌倉市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

- (4) 鎌倉市職員の定年等に関する条例第９条の規定により異動期間（同条第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第８条の２中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改め、「占める職員」の次に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を加える。

第９条の見出しを「（部分休業の承認）」に改め、同条第１項中「正規の勤務時間」の次に「（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加える。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第９条 鎌倉市職員の再任用に関する条例（平成１３年１２月条例第７号）は、廃止する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第１０条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１４年３月条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中第４号を削り、同項第３号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同号を同項第４号とし、同号の前に次の１号を加える。

- (3) 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）

第２条第２項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、同号の前に次の１号を加える。

- (5) 鎌倉市職員の定年等に関する条例第９条の規定により異動期間（同条第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 鎌倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条中第2条第2項、第10条第2項、第4項及び第11項第5号並びに附則第7項の改正規定並びに付則第22項及び第26項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第4条の規定による改正後の鎌倉市職員の退職手当に関する条例（以下この項並びに付則第25項及び第26項において「新退職手当条例」という。）附則第7項の規定は令和4年4月1日から、新退職手当条例第10条第4項の規定は同年7月1日から適用する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 3 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の鎌倉市職員の定年等に関する条例（昭和58年12月条例第4号。以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の鎌倉市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置され

た職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 5 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、付則第3項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（次項、付則第8項、第11項及び第12項において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は付則第3項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、付則第11項又は第12項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの

- 7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢

到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 9 暫定再任用職員(付則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 11 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設

置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 12 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。付則第21項において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 13 前2項の場合においては、付則第8項から第10項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

- 14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 15 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

- 16 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 17 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設

置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

- 18 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第６項から第13項までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この項から付則第20項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 19 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 20 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、付則第18項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 21 任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和11年４月１日及び令和13年４月１日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の３月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第３条第１項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上

げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

- 22 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 23 暫定再任用職員は、第2条の規定による改正後の鎌倉市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第6条第5項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

- 24 暫定再任用職員のうち、付則第11項又は第12項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、新給与条例第2条に規定する短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 25 暫定再任用職員に対する新退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く。」とあるのは、「並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。」とする。

- 26 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至ったものについて適用する。

（職員の任用に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 27 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の鎌倉市職員の任用に関する条例（以下「新職員任用条例」という。）第2条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新職員任用条例の規定を適用する。

（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 28 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下「新勤務時間及び休暇等条例」という。）第3条第2項に規定する短時間勤務職員とみなして、新勤務時間及び休暇等条例の規定を適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一

部改正に伴う経過措置)

- 29 付則第6項又は第7項の規定により採用される職員に対する第7条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用される職員を除く。）」とする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 30 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の鎌倉市職員の育児休業等に関する条例（以下「新育休条例」という。）第8条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、新育休条例の規定を適用する。

（人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 31 暫定再任用短時間勤務職員は、第11条の規定による改正後の鎌倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下「新人事行政公表条例」という。）第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新人事行政公表条例の規定を適用する。

議案第 55 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年）12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、公共下水道の排水区域内の工場又は事業場に設置した除害施設について、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、引用条項を整備するものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第8項第2号中「4分の3」を「5分の4」に、同項第3号中「第15条第27項第1号」を「第15条第26項第1号」に、同項第4号中「第15条第27項第2号」を「第15条第26項第2号」に、同項第5号中「第15条第27項第3号」を「第15条第26項第3号」に、同項第6号中「第15条第30項」を「第15条第29項」に、同項第7号中「第15条第34項」を「第15条第33項」に、同項第8号中「第15条第35項」を「第15条第34項」に、同項第9号中「第15条第46項」を「第15条第43項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を
受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和4年（2022年）12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特
定非営利活動法人に指定されている法人の寄附金税額控除の対象期
間を更新するものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特
定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活
動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正す
る。

別表特定非営利活動法人あつとほ一むの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人あつ とほ一む	横浜市都筑区牛久保西三 丁目2番7号	令和4年11月1日から 令和9年10月31日まで
---------------------	-----------------------	-----------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方税法第314条の7第1項第4
号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の規定は、
令和4年11月1日から適用する。

議案第 57 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年）12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市おなり子どもの家「こばと」の位置及び利用定員を改め、
鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」の利用定員を改めるも
のである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」の項中「同 御成町18番10号」を「同 御成町18番35号」に、「62人」を「61人」に改め、同表鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」の項中「32人」を「43人」に改める。

付 則

この条例中別表第1 鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」の項の改正規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から、同表鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」の項の改正規定は令和5年1月10日から施行する。

議案第 58 号

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 4 年（2022年）12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

放課後子どもひろばおなりの位置を改めるものである。

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例

鎌倉市放課後子どもひろば条例（平成29年7月条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1放課後子どもひろば おなりの項中「同 御成町18番10号」を「同 御成町18番35号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 59 号

鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年）12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

博物館法の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例の一部
を改正する条例

鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例（平成23年10月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号イ中「及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条」を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 60 号

令和 4 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 8 号）

令和 4 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 385,227 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71,082,592 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の補正は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 4 年（2022 年）12 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	12,222,991	6,880	12,229,871
	10 国庫補助金	4,463,055	6,880	4,469,935
80	繰越金	906,772	368,264	1,275,036
	5 繰越金	906,772	368,264	1,275,036
85	諸収入	1,249,619	3,983	1,253,602
	25 雑入	837,468	3,983	841,451
90	市債	3,579,900	6,100	3,586,000
	5 市債	3,579,900	6,100	3,586,000
歳 入 合 計		70,697,365	385,227	71,082,592

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,478,600	47,131	8,525,731
	5 総務管理費	6,963,833	47,100	7,010,933
	15 戸籍住民基本台帳費	539,255	31	539,286
15	民生費	28,607,228	194,946	28,802,174
	5 社会福祉費	14,691,732	22,584	14,714,316
	10 児童福祉費	11,747,554	172,362	11,919,916
20	衛生費	7,438,836	92,145	7,530,981
	10 清掃費	3,885,062	84,971	3,970,033
	15 環境対策費	285,693	7,174	292,867
35	商工費	715,111	2,336	717,447
	5 商工費	715,111	2,336	717,447
45	土木費	7,925,558	41,774	7,967,332
	5 土木管理費	1,484,897	33,594	1,518,491
	20 都市計画費	4,703,203	8,180	4,711,383
50	消防費	2,665,624	7,206	2,672,830
	5 消防費	2,665,624	7,206	2,672,830
55	教育費	9,302,276	△311	9,301,965
	5 教育総務費	2,415,886	209	2,416,095
	10 小学校費	3,042,174	3,382	3,045,556
	15 中学校費	1,566,752	5,194	1,571,946
	20 社会教育費	1,956,387	△9,096	1,947,291
歳 出 合 計		70,697,365	385,227	71,082,592

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
55 教育費	20 社 教 育 会 費	史 跡 大 町 釈 迦 堂 口 遺 跡 崩 落 対 策 事 業	千円 260,000	3	千円 50,000	260,000	3	千円 50,000
				4	210,000		4	193,000
				5	—		5	17,000

第3表 繰越明許費

1 追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	鎌倉芸術館給湯管改修事業	千円 6,367
45 土木費	20 都市計画費	(仮称)長谷3号緑地 落石防護事業	12,870

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
人 事 給 与 シ ス テ ム 構 築 事 業 費	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	千円 82,011
海水浴場砂防柵設置・撤去 及びなぎさ整地事業費	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	9,130
海 水 浴 場 監 視 所 ・ 仮 設 ト イ レ 等 賃 借 料	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	21,709
J R 北 鎌 倉 駅 仮 改 札 開 設 工 事 等 負 担 金	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	27,000
道 路 維 持 修 繕 事 業 費 (市 道 013-026 号 線)	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	16,720
道 路 維 持 修 繕 事 業 費 (市 道 059-045 号 線)	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	52,525
大 船 駅 東 口 ペ デ ス ト リ ア ン デ ッ キ 修 繕 事 業 費	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	143,795
市 営 住 宅 集 約 化 事 業 費 (設 計 変 更 に よ る 増 額 分)	令 和 4 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	220,000
海 浜 公 園 プ ー ル 監 視 等 業 務 事 業 費	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	30,361
鎌 倉 市 ス ポ ー ツ 施 設 管 理 運 営 事 業 費 (鎌 倉 体 育 館 ・ 大 船 体 育 館 ・ 鎌 倉 武 道 館 ・ 見 田 記 念 体 育 館)	令 和 4 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	485,500

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
鎌 倉 海 浜 公 園 由 比 ガ 浜 地 区 事 務 所 賃 借 料	令 和 9 年 度 ま で	千円 34,073	令 和 10 年 度 ま で	千円 55,000

第5表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防 災 対 策 事 業 費	千円 56,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 75,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
史 跡 保 存 事 業 費	104,700	同 上	同 上	同 上	91,800	同 上	同 上	同 上
合 計	3,579,900				3,586,000			

議案第 61 号

令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
-------	---------	---------	-----

4 主要な建設改良費

（ 1 ） 管渠事業費	177,144千円	30,074千円	207,218千円
-------------	-----------	----------	-----------

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

支 出

第 1 款 下水道事業費用	6,964,031千円	172,175千円	7,136,206千円
---------------	-------------	-----------	-------------

第 1 項 営業費用	6,376,411千円	172,175千円	6,548,586千円
------------	-------------	-----------	-------------

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧中「資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額984,952千円は、当年度分損益勘定留保資金131,194千円、繰越利益剰余金処分数額451,386千円及び当年度利益剰余金処分数額402,372千円で補填するものとする。」を「資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額1,015,026千円は、当年度分損益勘定留保資金131,194千円、繰越利益剰余金処分数額466,522千円及び当年度利益剰余金処分数額417,310千円で補填するものとする。」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	3,468,392千円	30,074千円	3,498,466千円
第1項 建設改良費	293,532千円	30,074千円	323,606千円
(利益剰余金の処分)			

第5条 予算第10条本文中「繰越利益剰余金451,386千円及び当年度利益剰余金のうち402,372千円」を「繰越利益剰余金466,522千円及び当年度利益剰余金のうち417,310千円」に改め、減債積立金の処分数額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
減債積立金	853,758千円	30,074千円	883,832千円

令和4年(2022年)12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和 4 年（2022年）3 月 3 日、鎌倉市 [REDACTED] 先路上で発生した、都市景観部都市景観課用務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。
よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年（2022年）12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 306,000円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED]
[REDACTED] |
| 3 | 処分の日 | 令和 4 年（2022年）11月 7 日 |

報告第 18 号

金銭債権に係る訴えの提起に
係る専決処分の報告について

水洗便所改造等資金貸付金に係る少額訴訟の提起について、次の
とおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年（2022年）12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

原告 鎌倉市

被告

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 訴訟提起の理由

水洗便所改造等資金貸付金滞納者に対し、継続して催告を行ってきましたが、返納される見込みがないことから、時効期間が経過する前に少額訴訟を提起したものの。

3 処分の日

令和4年（2022年）10月27日

行政財産を使用する権利に関する処分についての
審査請求に対する裁決の報告について

行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求に対し
て、行政不服審査法第45条第1項の規定により、次のとおり却下し
た。

よって、地方自治法第238条の7第4項の規定により報告する。

令和4年（2022年）12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 審査請求の年月日

令和4年（2022年）2月4日

2 審査請求人等の住所及び氏名

(1) 審査請求人

[REDACTED]

(2) 審査請求人代理人

[REDACTED]

3 処分庁及び審査庁

鎌倉市長 松 尾 崇

4 審査請求の内容

東京電力パワーグリッド株式会社に対して行った、令和3年
(2021年)2月25日付け鎌倉市指令公園第152号による行政財産の
目的外使用許可処分のうち、[REDACTED]緑地の支線柱1本と
支線1条の許可の取消しを求める。

5 却下の年月日

令和４年（2022年）10月17日

6 却下の理由

本件処分の取消しの法的利益は認められず、本件審査請求は、請求の利益がなく不適法であるため。

裁 決 書

審査請求人

様

審査請求人代理人

様

処 分 庁

鎌倉市長

審査請求人が令和4年（2022年）2月4日付けで提起した令和3年（2021年）2月25日付け鎌倉市指令公園第152号行政財産（土地）目的外使用許可（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和3年（2021年）10月22日付けで、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、鎌倉市長（担当課 みどり公園課。以下「処分庁」という。）に対し、「[REDACTED]緑地上の東京電力パワーグリッド支柱に対する行政財産の目的外使用許可について ※図面で確認した[REDACTED]緑地上の東京電力パワーグリッド株式会社に対する行政財産の目的外使用許可について」に係る行政文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、令和3年（2021年）11月5日付けで行政文書一部公開決定処分を行った。
- 3 審査請求人は、令和3年（2021年）11月10日に本件処分があったことを知り、令和4年（2022年）2月4日付けで鎌倉市長（担当課 総務課。以下「審査庁」という。）に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、本件処分のうち、[REDACTED]緑地の支線柱1本と支線1条の許可の取消しを求める審査請求を行った。
- 4 審査庁は、令和4年（2022年）2月14日付けで、法第9条第1項の規定により、審理員を指名した。
- 5 審査庁は、審理員から令和4年（2022年）8月5日付けで、法第42条第2項の規定により、審理員意見書の提出を受けた。

審理関係人の主張

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、令和4年（2022年）2月8日付け審査請求書の訂正等、同月16日付け審査請求書の訂正等及び同年3月7日付け追加の主張等における主張を総合すると、審査請求人の主張は、大要次のとおりである。

- (1) （仮称）XXXXXXXXXX緑地（以下「本件緑地」という。）の歴史的な経緯と都市計画法（昭和43年法律第100号）から、本件処分は違法な行政行為である。また本件緑地は、自然保護や景観保護を目的に、開発を差し止められた土地であり、この土地を鎌倉市が所有する行政目的は、自然保護や景観保護にある。
- (2) 開発当初の配電計画のとおりであれば、本件緑地を利用することはなく、支線柱及び電線の設置は、土地及び建物所有者の財産価値を損なう行為であり、生命身体を脅かす原因となっている変圧器を土地所有者の承諾なく不当に動かすために行われている。
- (3) 東京電力の支線及び支線柱の設置並びに変圧器を設置する電柱の建設は、一時使用許可によるものではなく、地役権が設定されるべきである。
- (4) 支線柱及び電線の建設は、本件緑地の土地利用を決定する行為であり、都市計画法の定める開発行為（開発区域の拡大）である。この開発行為は、支線柱及び電線が景観保護に反するものであり、行政目的に反するので認められない。金銭解決によらない速やかな原状回復を求める。
- (5) 本件に係る建柱等は、都市計画法第29条第1項第3号の「開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないもの」には該当せず、開発許可が必要である。
- (6) 本件処分は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び鎌倉市公有財産規則（昭和40年4月規則第15号）第24条に違反する違法な行政行為である。

理 由

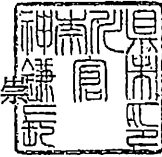
- 1 本件処分は、処分庁が東京電力パワーグリッド株式会社に対してした許可であり、鎌倉市の行政財産（土地）である本件緑地に電気事業及び電気通信事業の用に供するための物件（支線柱及び支線）を設置することを許可するというものである。
- 2 そして、その許可には期間が定められており、令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までとなっている。
- 3 一方、本件審査請求の趣旨は、この許可の取消しを求めるというものである。
- 4 ところで、上記のように許可に期間が定められている場合において、その期間が経過すれば、許可の法的効果はなくなるので、許可の取り消しを求めて審査請求を継続する利益もなくなったというべきである。
- 5 しかるところ、本日現在、本件処分について、許可の期間が既に経過していることは明らかである。

- 6 以上の次第で、本件審査請求は、行政処分の名宛人でない■■■■氏が本件処分の取消しを求めて審査請求することができるのかという別の問題点の検討はさておき、許可の期間が既に経過したために許可の取消しを求めて審査請求を継続する利益がなくなったという理由により、却下を免れないものというべきである。

以上のとおり、本件処分の取消しを求める本件審査請求は、請求の利益がなく、不適法であるから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年(2022年)10月17日

審査庁 鎌倉市長 松尾



(教示)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鎌倉市を被告として（訴訟において鎌倉市を代表する者は鎌倉市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

審理員意見書

令和4年（2022年）8月5日

審査庁

鎌倉市長 松 尾 崇 殿

審理員 川 口 政 明

■■■■氏が令和4年（2022年）2月4日に提起した行政財産（土地）目的外使用許可に係る審査請求に対して貴職において下すべきと思料される裁決の内容についての当職の意見は、次のとおりである。

- 1 本件審査請求を却下するのが相当である。
- 2 その理由は、以下のとおりである。

すなわち、

- (1) 本件審査請求の対象たる処分は、鎌倉市長が東京電力パワーグリッド株式会社に対してした許可であり、同市の行政財産（土地）である（仮称）■■■■緑地に電気事業及び電気通信事業の用に供するための物件（支線柱及び支線）を設置することを許可するというものである（令和3年（2021年）2月25日付けの行政財産（土地）目的外使用許可書（鎌指令公園第152号）参照）。
- (2) そして、その許可には期間が定められており、令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までとなっている。
- (3) 一方、本件審査請求の趣旨は、この許可の取消しを求めるというものである。
- (4) ところで、上記のように許可に期間が定められている場合において、その期間が経過すれば、許可の法的効果はなくなるので、許可の取消しを求めて審査請求を継続する利益もなくなったというべきである。
- (5) しかるところ、本日現在、上記行政財産（土地）目的外使用許可について、上記許可の期間が既に経過していることは明らかである。

- (6) 以上の次第で、本件審査請求は、行政処分の名宛人でない■■■■
■■氏が上記許可処分の取消しを求めて審査請求することができるのかという別の問題点の検討はさておき、上記許可の期間が既に経過したために許可の取消しを求めて審査請求を継続する利益がなくなったという理由により、却下を免れないものというべきである。